

平成 2 6 年 松 本 市 議 会 9 月 定 例 会  
議 案 説 明

1 議案

議案番号	件 名	概 要
第 1 号	松本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	<p>1 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）による児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容 事業所の開所時間 (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき11時間以上 (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき6時間30分以上</p> <p>3 施 行 整備法の施行の日</p>
第 2 号	松本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	<p>1 整備法による児童福祉法の改正に伴い、本市が認可する家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容 (1) 小規模保育（A型・B型）及び事業所内保育の保育士又は保育従事者の職員数 乳児及び満2歳に満たない幼児 3人につき1人以上 満2歳以上満3歳に満たない幼児 6人につき1人以上 (2) 家庭的保育、小規模保育（C型）及び居宅訪問型保育の保育従事者の主な資格 市長が行う研修を修了した次のいずれかに該当する者で、市長が適当と認めるもの ア 保育士 イ 保健師、助産師、看護師又は幼稚園教諭 ウ 保育士と同等以上の知識及び経験を有し、子育ての経験がある者</p> <p>3 施 行 整備法の施行の日</p>

第 3 号	松本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	<p>1 子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容 利用定員 (1) 特定教育・保育施設 20人以上 (2) 特定地域型保育 ア 家庭的保育 1人以上5人以下 イ 小規模保育（A型・B型） 6人以上19人以下 ウ 小規模保育（C型） 6人以上10人以下 エ 居宅訪問型保育 1人</p> <p>3 施 行 子ども・子育て支援法の施行の日</p>
第 4 号	松本市児童館条例の一部を改正する条例	<p>1 児童センターの新設に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 新設する児童センターの名称及び位置 松本市あがた児童センター 松本市県1丁目3番20号</p> <p>3 施 行 別に規則で定める日</p>
第 5 号	松本市保育所条例の一部を改正する条例	<p>1 整備法による児童福祉法の改正及び子ども・子育て支援法の施行に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 保育所の入所要件 保育に欠けること → 保育を必要とすること</p> <p>3 施 行 子ども・子育て支援法の施行の日</p>
第 6 号	松本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 地区整備計画が新たに都市計画決定されたことに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 新井北地区地区整備計画区域を追加</p> <p>3 施 行 公布の日</p>

第 7 号	まつもと情報創造館条例を廃止する条例	1 施設の廃止に伴い、本条例を廃止するもの 2 施 行 27.4.1
第 8 号 ～ 第 13 号	平成 26 年度補正予算	平成 26 年度一般会計補正予算 平成 26 年度特別会計補正予算（4 会計） 平成 26 年度企業会計補正予算
第 14 号 . 第 15 号	平成 25 年度未処分利益剰余金の処分	地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により平成 25 年度の水道事業会計及び下水道事業会計の利益の処分を行うもの
第 16 号 . 第 17 号	平成 25 年度決算の認定	地方自治法第 233 条第 3 項の規定により平成 25 年度の歳入歳出決算を、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により平成 25 年度の公営企業会計決算を認定に付すもの
第 18 号	市有財産の取得について (圧雪車)	1 圧雪車を取得するもの 2 取得財産 圧雪車 1 台 3 取得金額 3,270 万 2,400 円 4 相手方 日本ケーブル(株)長野支店
第 19 号	市有財産の取得について (松本城南・西外堀復元事業用地)	1 松本城南・西外堀復元事業用地として大手 3 丁目地籍等の土地を取得するもの 2 取得面積 356.97 ㎡ 3 取得金額 2,603 万 1,917 円 4 相手方 松本斉産土地(株) 外 3 人

第20号	市有財産の譲渡について (芳川小屋公民館用地)	1 芳川小屋公民館用地を無償譲渡するもの 2 譲渡面積 921.00 m <sup>2</sup> 3 相手方 小屋町会
第21号	市道の認定について	1 公共性及び利用度の高い生活道路で、市道認定基準に当てはまるものを市道に認定するもの 2 認定路線数 2路線 3 認定延長 152.54m
第22号	訴えの提起について	1 市営住宅明渡請求等の訴えの提起をするもの 2 訴えの内容 (1) 市営住宅の明渡請求 (2) 滞納家賃等の支払請求
第23号	調停の申立て等について	1 新松本工業団地建設事業用地で発見された産業廃棄物の処理等に伴う損害の賠償を求めて民事調停の申立て等をするもの 2 相手方 中野 均

## 2 報告

### (1) 健全化判断比率等 2件

ア 平成25年度松本市健全化判断比率

イ 平成25年度松本市公営企業資金不足比率

### (2) 法人事業報告等 7件

ア 平成25年度一般財団法人松本市芸術文化振興財団の事業報告及び決算

イ 平成25年度一般社団法人梓川ふるさと振興公社の事業報告及び決算

ウ 平成25年度一般財団法人松本ソフト開発センターの事業報告及び決算

エ 平成25年度一般財団法人乗鞍温泉供給公社の事業報告及び決算

オ 平成25年度一般財団法人奈川振興公社の事業報告及び決算

カ 平成25年度一般財団法人松本市勤労者共済会の事業報告及び決算

キ 平成25年度松本市土地開発公社の事業報告及び決算

### (3) 市長の専決処分事項の指定にかかわる報告 6件

ア 道路事故にかかわるもの 5件

イ その他事故にかかわるもの 1件